

令和2年度 浜中町育英奨学生募集のご案内

浜中町教育委員会では、学習する意欲がありながら、経済的な理由で修学が困難な学生・生徒に対し、等しく教育を受ける機会を確保するため奨学金を給付しております。

令和2年度につきましても次のとおり募集いたしますので、希望される方は期日までに願書等必要書類を提出してください。

1 出願資格

- (1) 浜中町民の子弟であること。
- (2) 高等学校、高等専門学校、専門学校、短期大学、大学に在学する者、またはこれらの学校に進学を希望する者であること。

2 出願の手続き

町内中学校及び霧多布高等学校に在学の場合は、学校に必要書類がありますので、交付を受け必要事項を記入のうえ教育委員会へ提出してください。

町外の学校に在学の場合は、教育委員会に必要書類がありますので、交付を受けた後、同様の手続きをしてください。

- (1) 学生（継続）願書
- (2) 校長の推薦書
- (3) 学業成績証明書（新1年生の場合は中学3年生、または高校3年生時の証明）
- (4) 家庭状況調査書
- (5) 学校検診記録書
- (6) 所得調査同意書（保護者の住所・氏名を記入し押印したもの）
- (7) 合格通知書の写し（4月からの進学者のみ）

3 奨学金の給付月額

- (1) 高等学校、高等専門学校（1年生から3年生） 5,500円
- (2) 高等専門学校（4年生、5年生及び専攻科）、専門学校、短期大学、大学 11,000円

※ 給付された奨学金は原則返還する必要はありませんが、修正申告等に伴う所得の変更が生じた時は、再審査により給付の停止または返還が求められる場合があります。

4 給付期間

奨学生の資格は、令和2年4月から1年間のみです。 2年以上継続して奨学生になることを希望する場合は、毎年度願書の提出が必要になります。

5 選考方法

奨学生は、奨学審査会において、前年所得等の選考基準に基づき審査され選考されます。また、兄弟など同一世帯から複数の応募も可能です。
選考結果につきましては、教育委員会より出願者全員に通知いたします。

6 願書の受付期間

令和2年3月2日から3月31日までの間に、浜中町教育委員会管理課総務係（浜中町総合文化センター）へ提出してください。

※ 期間前及び期限後の提出は受付できませんのでご注意ください。

〒088-1553 厚岸郡浜中町霧多布西3条1丁目47番地

浜中町教育委員会管理課総務係

電話 (0153) 62-2371